

有機JAS検査員が教える認定取得のここがポイント!!

⑤ 特別栽培農産物表示検討委員会・中間報告

オーガニック・ランド株式会社 代表取締役 一百野 昌世

Message



年初より行なわれていた特別栽培農産物表示検討委員会の中間報告が去る6月末に中間整理状況として発表になりました。今後の特別栽培の動向を認知する上で、また現行システムの誤認されている部分を理解する上で、そのポイントをまとめてみました。但し中間整理の段階ですので最終決定ではありません。

■特別栽培農産物検査認証制度の法制化見送り

～生産行程履歴 JASの活用～

検討委員会では当初有機認証制度と同様の法制化が意見の大半を占めていましたが、現在農林水産省にて規格化が進められている「生産行程履歴 JAS 規格」による検査認証制度を活用することにより、現行のガイドラインの基準や仕組みを改善強化徹底することで表示の適正化と信頼性の向上を図ることが可能と判断し、法制化は将来的課題として見送りという結論を出しています。「生産行程履歴 JAS」は農場から食卓までの生産情報が監査追跡可能な事業者が認定を取得し、その生産物に JAS マークを付して出荷販売するシステムです。より信頼性の高い特別栽培農産物として出荷する為には、生産行程履歴 JAS 認定業者になりなさいということです。現行のガイドラインでは、栽培責任者が栽培計画、栽培記録、出荷記録を作成し、確認責任者がガイドラインに準拠しているかを判断する自己認証または二者認証システムで、栽培責任者と確認責任者は兼務可能で確認責任者の独立性は要求されていない（しかし確認責任者は栽培期間中に最低1回は圃場確認をすることになっている）システムでしたが、中間報告では都道府県等による自治体や登録認定機関などの第三者性の高い民間

機関や県連組織等による認証制度が必要と謳っています。

要は現在行なわれている各都道府県や有機の登録認定機関の認証制度を生かしましょうということです。そのために、現行各認証機関でまちまちの解釈や不備をガイドラインの基準や仕組みを改善強化しましょうということです。

■特別栽培農産物のカテゴリ及び名称の変更

～減化学肥料&減農薬以下を一本化～

最大の変更点は、環境保全型農業の推進の観点から化学肥料及び化学合成農薬を共に使用回数(使用量)を5割以上減じた農産物を一括した名称に一本化、減農薬も無農薬も減化学肥料も無化学肥料も同じカテゴリでの扱いということです。有機栽培農産物と無農薬農産物の優劣誤認の弊害を解消する目的と考えられます(名称は公募する予定とのこと)。また環境保全型農業の本来の目的は農業による自然循環機能の維持増進(土づくりによる持続的農業の確立)であることから、土をうけない水耕栽培などで栽培された農産物は対象外ととなっています(従来規定なし)。

■比較対照となる慣行栽培の使用回数(使用量)の特定方法

～都道府県にて策定～

現行のガイドラインでは慣行のレベルは各地域の資材の使用実績等踏まえて確認責任者等が定めるとされており、慣行レベルが明確でない場合は表示を行なってはいけないことになっています。今回の中間報告では都道府県が実態調査に基づき慣行レベルを定め、その内容を生産者や流通業者や消費者等関係者へ周知させることとなっています。地域性を踏まえた現実的対応でしょう。

■使用農薬のカウント方法

～有機許容農薬はカウントしない～

現行のガイドラインでは無農薬栽培は捕食性や寄生性の昆虫等の天敵農薬のみ使用可能で、減農薬では天敵農薬および天然由来の農薬は使用回数にカウントしないこととなっています。今回の中間報告ではカテゴリの変更や有機認証制度との整合性の為に、有機 JAS 規格別表2に定める許容農薬は使用回数にカウントしないとなっています。但し登録された適用作物や使用制限に準拠した利用の徹底という条件が付いています。

■栽培期間の定義

～収穫後の圃場管理も栽培期間～

現行のガイドラインにおいて「栽培期間」=「生産過程等の間」と定義されており、「生産過程(播種定植から収穫後の出荷までの管理)」及び「前作の収穫後のから該当農産物の作付までの圃場管理」とされており(特に無農薬や減農薬では栽培期間中のみと誤認しているケースがもっとも多い部分)、作付前の化学合成された除草剤や土壌消毒や殺菌剤の使用もカウントの対象になります。

プロフィール

一百野昌世 (いおのまさや)

現在登録認定機関6ヶ所の農産物と加工食品の契約検査員として活動する傍ら、認定取得希望者への早期認定取得、許容資材の調査開発、販売斡旋などの総合コンサルティング業務を行なっている。JOIA(日本オーガニック検査員協会)技術委員。